

交 総 第 986 号  
平成30年11月15日

一般社団法人 埼玉県トラック協会  
会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長  
結城 弘 (公印省略)

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発強化期間の実施について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から、交通事故防止活動を積極的に推進していただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、警察では横断歩道に関わる交通ルール遵守に向けた各種広報啓発活動や指導について、11月22日から11月28日まで「信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発強化期間」として取組みを強化することとしました。

歩行者保護に関しては、これまでも「きらめき3H運動」により各種の啓発活動を実施してきたところでございますが、趣旨をご理解いただき、強化期間の周知及び各警察署における指導啓発活動へのご協力等に関しまして特段のご配慮を頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本取組みは全国一斉に行われる予定であることを申し添えます。

**【本件担当】**

埼玉県警察本部交通部交通総務課  
安全対策・教育指導係

担当：齋藤

電話：048(832)0110 (内線5068)